平成２１年（フ）第１６３号
広島県呉市仁方錦町23番36号
債務者　渡邉　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１６４号
広島県呉市仁方錦町23番36号
債務者　渡邉磨智子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１８４号
広島県呉市東愛宕町８番10号
債務者　蕎麦田宏一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２２９号
広島県呉市音戸町渡子２丁目45番７号
債務者　小玉　孝紀
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３１号
広島県呉市海岸２丁目３番３号
債務者　住田　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３２号
広島県呉市阿賀北３丁目７番20号
債務者　若松百合子（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４１３号
佐賀県小城市牛津町勝1371番地４　Ａ―102
債務者　西岡　佳宏
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万242番地１
債務者　古賀　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
佐賀県小城市小城町松尾4192番地１
債務者　深川　泰幸
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
佐賀県小城市小城町栗原1176番地
債務者　野口　富美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
佐賀県佐賀市北川副町大字新郷41番地３
債務者　白石　　太
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄460番地７
債務者　柿原　良洋
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津126番地
債務者　吉岡　　巧
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字向山650番地
債務者　飯干　千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２５７号
長野市七二会丁1938番地１
債務者　山口　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
兵庫県伊丹市東野３丁目19番地、前住所大阪市住吉区遠里小野３丁目16番15号
債務者　野村　貴志
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６６号
兵庫県伊丹市東野３丁目19番地、前住所大阪市住吉区遠里小野３丁目16番15号
債務者　野村　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４０５号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―１Ｄ号
債務者　堀　　和孝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部